

外食業者のみなさまへ

米トレーサビリティ法とは

米・米加工品に問題が発生した場合などに、流通ルートをややくに特定するため、生産から販売・提供までの各段階を通じて、**取引等の記録を作成・保存**すること、取引先や**一般消費者に産地情報を伝達**すること、を義務付けるものです。

義務取組	義務違反があった場合
☒ 取引等の記録の作成・保存	 50万円以下の罰金
☒ 一般消費者への産地情報の伝達	勧告・命令  当該命令に従わない場合、50万円以下の罰金

外食業のみなさまが必要な取組

1 取引等の記録の作成・保存

対象品目(注1)を仕入れた際は、記録の作成・保存の義務があります。

- 記録事項**(注2)が記載された**伝票等の受領**か、**取引記録の作成**が必要です。
- 伝票等又は取引記録を原則**3年間保存**する必要があります。

- 必要事項が記載された伝票等があれば、それを保存することで、記録・保存の義務を果たしたことになります。
- 伝票等に必要事項が不足している場合は、追記します。
- 伝票等が受領できない場合は、自ら記録を作成します。



(注1)対象品目 | 以下の品目が対象となっています。

米穀	精米、玄米、雑穀ブレンド米 等
中間原材料	米粉、米こうじ 等
米飯類	ご飯、冷凍炒飯、レトルト赤飯 等
米加工品	もち、だんご、米菓、清酒 等

『伝票等』とは、必要な事項を満たしていれば納品書や領収書、荷受明細などでもよく、書面・電子媒体のどちらでも可能です。
(複数の伝票の組み合わせでも可)



(注2)記録事項 | 取引等の記録には以下の事項が必要です。

品名	取引において通常用いている名称
産地	国産、アメリカ産、千葉県産 等
数量	取引において通常用いている単位
年月日	搬出入した日(困難な場合は、受発注日等)
取引先名	取引先の氏名又は名称
搬出入した場所	搬出入した場所が特定できるような名称及び所在地

納品書			
〇〇店様		納品日 令和〇年〇月〇日	
品名	数量	単価	金額
精米(国産)	△	XX	XXX
〇〇株式会社 〇〇本店 千葉県〇〇市XX町〇〇			

2 一般消費者への産地情報の伝達

米飯類(注3)を提供する際には、お米の産地情報の伝達が必要です。

伝達方法はお店の実情に合わせて選べます。

MENU	
オムライス (アメリカ産米)	680円
カレーライス (国産米)	680円
カツカレー (国産米)	880円
ハヤシライス (国産米)	680円
海老グラタン	880円
海老トリア (アメリカ産米)	880円

〔例1〕メニューへ表記



〔例2〕店内掲示で伝達



〔例3〕店員が産地情報伝達

※例の2と3は県のウェブサイトからダウンロードできます。

〔注3〕米飯類の具体例

白飯、雑穀米、おかゆ、カレーライス、パエリア、オムライス、ドリア、炒飯、牛丼、うな重、お寿司、おにぎり、いかめし、ライスバーガー 等



お問合せ先

千葉県環境農業推進課 ☎ 043-223-3082
千葉農業事務所 ☎ 043-300-1985
印旛農業事務所 ☎ 043-483-1129
海匝農業事務所 ☎ 0479-62-0156
長生農業事務所 ☎ 0475-22-1751
安房農業事務所 ☎ 0470-22-7131

東葛飾農業事務所 ☎ 04-7143-4122
香取農業事務所 ☎ 0478-52-9192
山武農業事務所 ☎ 0475-54-1122
夷隅農業事務所 ☎ 0470-82-4956
君津農業事務所 ☎ 0438-25-0107

----- 切り取り線（下半分を切り離して使用することもできます。） -----

当店は、産のお米を使用しています。

県や農林水産省のHPでは、
米トレーサビリティ法についての
詳しい情報を掲載しています。

米トレーサビリティ法

検索



県のHP



千葉県マスコットキャラクター チーバくん